

## 甲府市物品等供給契約に係る制限付き一般競争入札実施要綱

平成25年1月7日

### (目的)

第1 この要綱は、甲府市が発注する物品の購入及び製造の請負（以下「物品等供給」という。）の制限付き一般競争入札の実施に関し、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、当該入札を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において「制限付き一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の5の2の規定により、必要な入札参加資格を定め、当該資格を有する者により行わせる入札方式をいう。

### (対象)

第3 制限付き一般競争入札の対象となる物品等供給の選定については、設計金額が概ね200万円以上の物品等供給を基準に甲府市物品供給入札者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）に諮り決定する。ただし、次に掲げる物品等供給については、制限付き一般競争入札の対象としないものとする。

- (1) 緊急を要する物品等供給
- (2) 専門性を有する等により、供給できる者が限定されている物品等供給
- (3) その他指名選考委員会が制限付き一般競争入札で行うことが適切でないと認めた物品等供給

### (入札参加資格)

第4 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 甲府市契約規則第4条の規定による資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 甲府市の定める入札参加者指名停止等措置基準（以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者及び入札日までの間に指名停止措置基準に該当していない者であること。
- (4) 当該物品等供給契約に係わる同種、同規模の納入実績を官公署等に対し有する者であること。
- (5) その他市長が別に定める要件に適合する者であること。

### (入札の公告等)

第5 制限付き一般競争入札の対象となる物品等供給を定め、甲府市契約規則第5条に規定する公告をしたときは、その写しを総務部契約管財室契約課に備えるとともに、甲府市ホームページ等に掲載して周知に努めるものとする。

### (入札参加申込)

第6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期限までに一般競争

入札参加申請書及び必要な資料（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書等を提出期限までに提出しない者は、入札に参加することができないものとする。

3 第1項に規定する申請書等の受付期間、受付場所等は別に定める。

（入札参加資格の確認等）

第7 市長は、第6第1項の規定により申請書等の提出があったときは、当該物品等供給に係る参加資格の有無について審査し、その結果を入札参加申込者に書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

（入札参加資格の取消し）

第8 第6に規定する申請書等に虚偽の記載を行った者又は第7第2項の規定により通知を受けた後、第4に規定する資格要件を満たさなくなった者については、その入札参加資格を取消すものとする。

（入札への参加）

第9 入札参加有資格者は、入札執行に先立ち、第7第1項の規定による通知の写しを入札執行担当職員に提出しなければならない。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。